

いま、農政は大きな転換期へ。“品目 横断的経営安定対策”が実施されます。

新たな食料・農業・農村基本計画に基づく改革

日本の農政の指針として概ね5年ごとに見直される「食料・農業・農村基本計画」。最新の平成17年改訂では、①新たな食料自給率目標を設定し、その向上に取り組む②食の安全と消費者の信頼を確保する③担い手の経営に着目した経営安定対策への転換や、担い手への農地の利用集積の促進に取り組む④環境保全を重視するとともに、農地・農業用水などの資源を保全する施策を確立する⑤農産物の輸出やバイオマスの活用などを促進する“攻めの農政”を展開する等、改革の方向付けが示されました。この中で明確化されたのが「19年産から品目横断的経営安定対策を導入すること」であり、これを受けて決定されたのが「経営所得安定対策等大綱」です。

経営所得安定対策等大綱のポイント

- この大綱には次のような内容が盛り込まれています。
1. 担い手に対して施策を集中する品目横断的経営安定対策の創設
 2. これと表裏一体の関係にある、米の生産調整支援対策の見直し
 3. 農地・水などの資源や環境の保全向上を図るための対策の創設

1の品目横断的経営安定対策の創設は、従来【全農家を対象として品目毎の価格に着目して講じてきた対策】を、今後は【担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策】に転換するものであり、戦後の農政を根本から見直した政策転換といえます。背景には、農業従事者の減少や高齢化等による農業生産構造の変化が進む中、「現状政策の継続では、農業、農村が“総崩れ”になりかねない」という危惧があり、国際規律の強化（個別品目補助が困難になる等）にも対応し得る政策により、効率的で安定した農業経営構造への改革を加速化し、国際競争力を強化することをめざしています。この大綱の内容を法制化した、通称「担い手経営安定新法」は今年6月に公布されました。

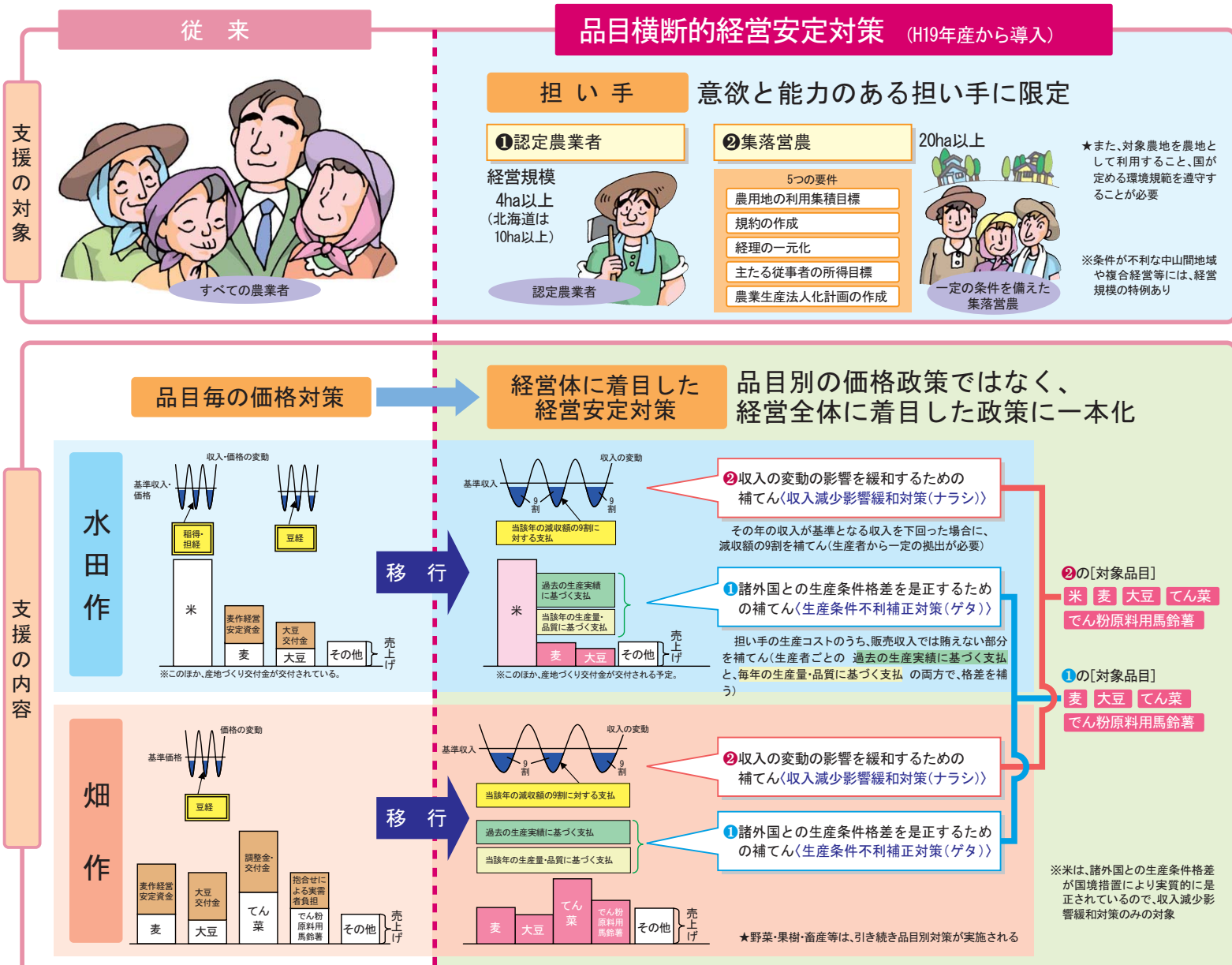
右表補足 【品目横断的経営安定対策】の対象者要件について

対象者は「認定農業者」及び「特定農業団体またはこれと同様の要件（右表内の5要件）を満たす組織」であり、経営規模が個人経営は都府県4ha以上、北海道10ha以上、集落営農は20ha以上と限定されますが、中山間地域などの経営規模要件には特例^{※1}があります。

また、農作業受託面積も、主な基幹作業^{※2}を受託し、収穫物についての販売名義を有し、販売収入の処分権を有している場合には、経営規模への算入ができます（契約書等の証拠書類のあるものに限る）。

※1 基本原則（4ha、10ha、20ha）の概ね8割（下限64%）まで緩和可能。特定農業団体またはこれと同様の要件を満たす組織については、基本原則（20ha）の5割＝10haまで緩和可能
 ※2 水稲の場合は、耕起・代かき、田植、稲刈り・脱穀、麦・大豆の場合は、耕起・整地、播種、収穫

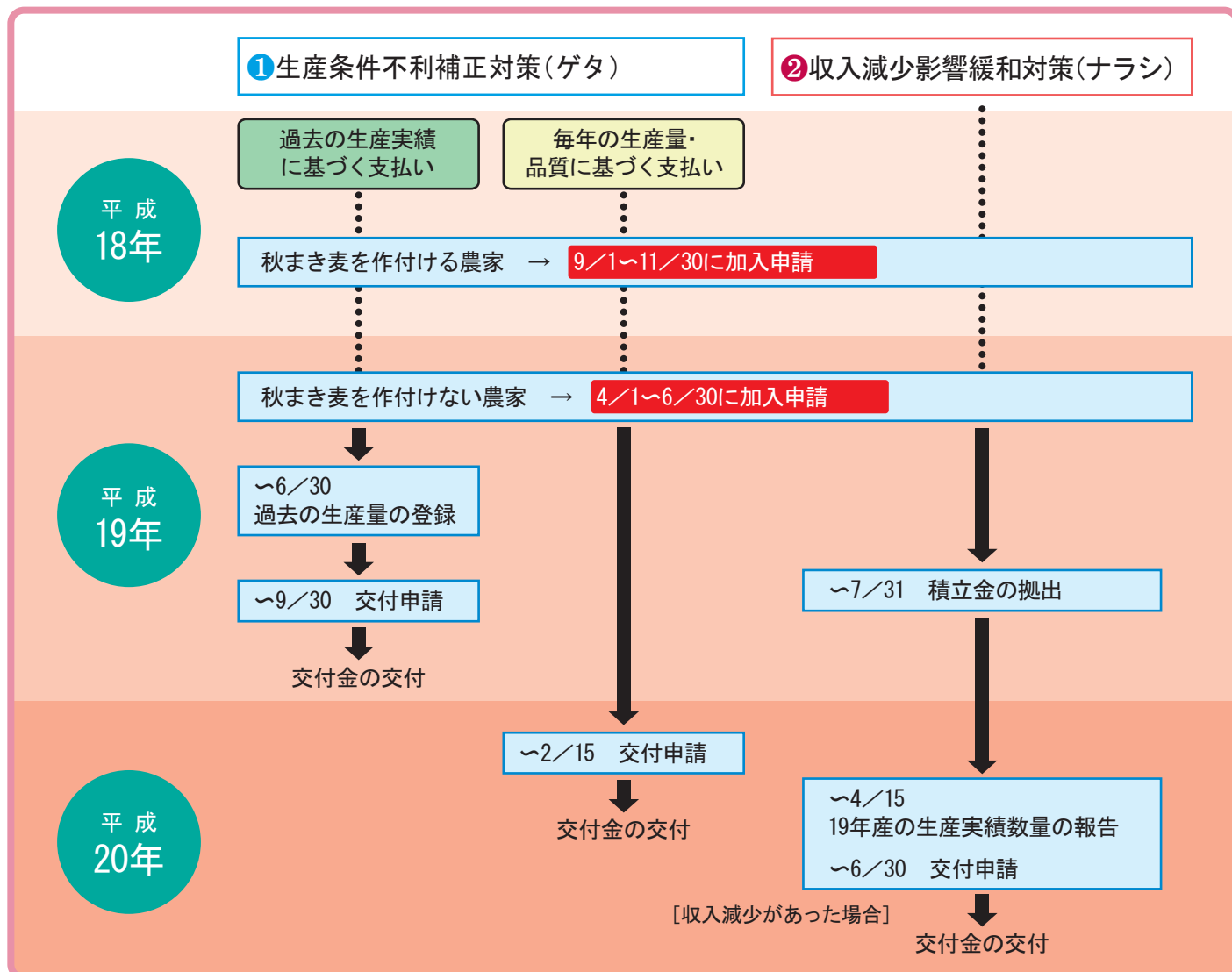
■品目横断的経営安定対策への移行イメージ



稲得:稲作所得基礎確保対策/担経:担い手経営安定対策/豆経:大豆作経営安定対策

関連法規:「担い手経営安定新法」(正式名称「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」。平成18年6月公布。平成17年の「食料・農業・農村基本計画」に基づく「経営所得安定対策等大綱」を法制化したもの)

品目横断的経営安定対策の加入手続き



(注) 秋まき麦を作付ける農家で、収入減少影響緩和対策に加入せず、生産条件不利補正対策のみ加入する場合は、加入申請は19年4月1日～6月30日となります。19年産の経営安定対策に加入していなくても、20年産以降加入することは可能です。20年産以降の秋まき麦を作付ける農家の加入申請は、6月1日～8月31日に早まります。

加入申請書

(加入申請時に提出)

次の事項を記載します

- ◇氏名、住所、交付金振込口座番号
- ◇経営規模(①権原を有する面積、②主な基幹作業を受託し、販売名義と販売収入の処分権を有する面積)
- ◇規模要件の特例の希望
- ◇交付を受けようとする交付金の種類
- ◇対象品目の作付計画 等

対象者要件の確認書類

(一部を除き、加入申請時に提出)

- 認定農業者又は一定の条件を満たす集落営農組織であることを証する書類
- 経営規模を証する書類
- 環境規範を遵守することを証する書類(加入申請後、対象品目の収穫後に提出)

○用紙や書き方の例は、農政事務所等にありますが

○書類の作成・準備等に当たっては、関係機関が支援しますので、市町村、農協、担い手協議会等にご相談下さい

※ 各種様式は、農林水産省のホームページをご覧ください

http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8/youryo_b.pdf